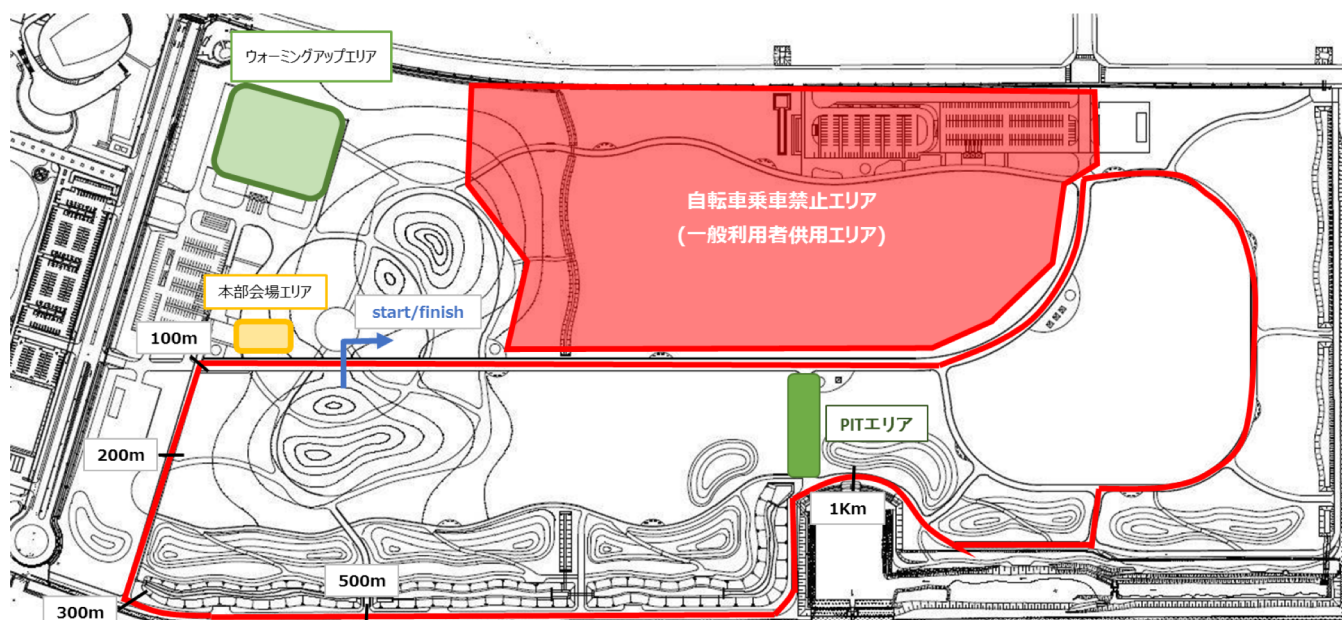


【インフォメーション 1】

2019年5月1日

1. 公園内利用について

- ・自転車の走行はコース及びコースに囲まれたエリア以外は公園利用者の安全配慮のため乗車禁止とする。
- ・テントの設置は芝生全エリアにおいて許可をする。ただし、一般公園利用者および競技運営に影響のないようする事。（コース脇の設置物の禁止、風などで飛ばない様に処置をする事）
- ・駐車場は供用エリアなので、夜間の場所取りやテントなどの占有を禁止する。



以上

山口県自転車競技連盟
競技運営委員